

## [COVID-19] 児童生徒等及び教職員に感染が確認された場合の基本的な対応

## 1 学校園の対応について

## 【幼稚園・小学校・中学校・高等学校共通】

・陽性者が発症2日前以降に登校(園)し、教育活動上で濃厚接触の可能性がある者(以下、濃接可能性者(★1))が特定された場合に、下記のア～ウの接触状況に応じた対応を行うこと。

(教育活動外の個人的な接触については確認する必要はないが、濃厚接触の可能性があると判断される状況を把握した場合には、適切に対応してください。)

・下記の「ウ」の場合を除き、保健所への「新型コロナウイルス感染症 陽性者の濃厚接触者リスト」の送付は不要。  
(=濃厚接触者として扱わない)

ア. 濃接可能性者のうち、陽性者と飲食を共にした者等への対応 <濃厚接触者として扱わない>

- ➡・陽性者との最終接触日の翌日から5日間の出席停止(★2)(教職員は職務専念義務免除の対象外となるため、在宅勤務等で対応)とする。
- ・出席停止期間を含めた7日間は感染リスクの高い行動(★3)を行わないよう指導するとともに、発熱等の風邪症状が確認された場合は、医療機関を受診するよう指導すること。

イ. 濃接可能性者であるが、陽性者と飲食を共にしていない者等への対応 <濃厚接触者として扱わない>

- ➡・出席停止としない(出勤を控えさせる必要はない)が、陽性者との最終接触日の翌日から7日間は感染リスクの高い行動は行わないよう指導するとともに、発熱等の風邪症状が確認された場合は、医療機関を受診するよう指導すること。

ウ. 宿泊を伴う行事等において、陽性者と同室であった者への対応 <濃厚接触者として扱う>

- ➡・保健所へ「新型コロナウイルス感染症 陽性者の濃厚接触者候補者リスト」を提出し、共有する。
- ・濃厚接触者として陽性者との最終接触日の翌日から5日間出席停止(★2)とする。
- ・出席停止期間を含めた7日間は感染リスクの高い行動は行わないよう指導するとともに、発熱等の風邪症状が確認された場合は、医療機関を受診するよう指導すること。

(★1) 濃接可能性者：手で触れる距離(目安として1m)で、マスクなしで陽性者と15分以上会話をした者。  
車内等で長時間(1時間以上)の接触(「会話」や「共有のものを使用」)があった者 等

(★2) 出席停止期間の短縮について

- ・抗原定性検査キットの活用で期間の短縮が可能。詳細は、2濃厚接触者について [待機期間の短縮]参照。

(★3) 「感染リスクの高い行動」の例

- ・不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加
- ・高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触
- ・上記の方々が多く入所、入院する高齢者、障がい児者施設や医療機関への訪問

## 2 濃厚接触者への対応について

## [濃厚接触者に特定される場合]

- ・同一世帯内で陽性者が確認された
- ・教育活動外で陽性者と接触があり、濃厚接触の可能性のある
- ・学校で宿泊を伴う行事等があり、陽性者と同室であった

## [待機期間]

・陽性者との最終接触日の翌日から5日間(6日目解除)。但し、一定の発症リスクは残存することから、7日間は感染リスクの高い行動を控えるとともに、検温など健康状態の確認を継続する。

※同一世帯内で陽性が確認された場合の待機期間は、陽性者の発症日又は当該陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日の翌日から5日間とする。

- ・同一世帯内で別の同居者が陽性となった場合は、改めて、当該陽性者の発症日の翌日から起算する。

[待機期間の短縮] ※上記1アに該当する者を含む

- ・無症状である場合、社会機能維持者にかかわらず、薬事承認された抗原定性検査キット（研究用は不可）を用いた検査で、2日目及び3日目の陰性が確認できた場合は、3日目から解除が可能。但し、一定の発症リスクは残存することから、7日間は感染リスクの高い行動を控えるとともに、検温など健康状態の確認を継続する。

### 3 臨時休業について

[学級閉鎖]

- ・直近3日間の陽性者又は濃厚接触者が学級において複数（15%以上）確認された場合は、原則3日間の学級閉鎖とする。

[学年閉鎖]

- ・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学年閉鎖とする。

[学校閉鎖]

- ・複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学校園閉鎖とする。

\*原則、上記の対応とするが、校（園）内の感染状況や有症状者の状況等を考慮し、上記基準に満たない場合でも臨時休業を実施することは可。また、感染の状況等により、休業期間を延長することも可。

\*部活動内で陽性者や濃厚接触者が複数（15%以上）確認された場合は、当該部活動を一時停止すること。

### 4 出席停止について

◇児童生徒等に感染が確認された場合

（有症状者）発症日の翌日から7日間（かつ症状軽快後24時間経過）

※10日間を経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や感染リスクの高い行動を控えるよう指導すること。

（無症状者）検査日の翌日から7日間

※薬事承認された抗原定性検査キット（研究用は不可）を用いた検査で、5日目に陰性を確認した場合は、6日目に登校（園）が可能。但し、7日間を経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など健康状態の確認や感染リスクの高い行動を控えるよう指導すること。

◇濃厚接触者に特定され（教育活動外で濃厚接触の可能性のある場合を含む）、無症状の場合

- ・陽性者との最終接触日の翌日から5日間（計7日間は感染リスクの高い行動は控える）

※同一世帯内で感染が確認された場合の待機期間は、「2 濃厚接触者への対応について」参照

◇教育活動内での濃接可能性者のうち、陽性者と飲食を共にした者（上記1アに該当する者）

- ・陽性者との最終接触日の翌日から5日間（計7日間は感染リスクの高い行動は控える）

\*「濃厚接触者」および「教育活動内での濃接可能性者のうち陽性者と飲食を共にした者」の待機期間の短縮については、「2 濃厚接触者について [待機期間の短縮]」参照。

### 5 学校園の公表基準について

次の場合に公表する。（学校園ホームページ及び保護者通知）

但し、学校園内での感染状況等により、これ以上について公表することも可。

- ・休業措置（一部閉鎖含む）を行う場合
- ・休業範囲を拡大（学級→学年・学校等）する場合

※市教育委員会は、全校園臨時休業が確認された場合に市教委ホームページで公表する。

### 6 教職員への対応について

◇教職員が感染した場合や濃厚接触者に特定された場合は、職務専念義務の免除により出勤させないこととする。

但し、濃厚接触者に特定された場合、待機期間は原則5日間（6日目解除）だが、無症状である場合のみ、薬事

承認された抗原定性検査キット（研究用は不可）を用いた検査で、2日目及び3日目の陰性が確認できた場合は、3日目から解除が可能。

※同一世帯内で感染が確認された場合の待機期間及び期間の短縮は、上記「濃厚接触者への対応について」参照

## 7 PCR・抗原検査結果の確認及び把握について

◇ 学校園は、児童生徒等又は教職員が PCR・抗原検査を受検し、陽性となった場合に、新型コロナウイルス感染症に係る報告書を提出する。

様式は学校園グループウェアに掲載。

[ファイル管理>様式等>教育総務課>保健担当>新型コロナウイルス感染症関係]

※臨時休業（一部閉鎖含む）や休業範囲・期間の変更を行う場合は、教育総務課へ一報を入れること。

◇ PCR・抗原検査の受検者に対しては、結果が判明次第、速やかに学校園へ連絡報告するよう伝えておく。

◇ 土日祝等の休業日については、市役所警備室を介しての連絡方法を活用する。